**別表六（二十一）付表**　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の12第１項又は第２項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「新規雇用者総数　⑵」の「特定業務施設　②」の欄の内書には、租税特別措置法第42条の12第４項第８号に規定する特定新規雇用者数を記載すること。

3　「新規雇用者総数　⑵」の「同上のうち移転型計画に係る特定業務施設　③」の欄の内書には、租税特別措置法第42条の12第１項第２号ロ⑴に規定する移転型特定新規雇用者数を記載すること。

4　「比　較　給　与　等　支　給　額
⑵3＋(⑵3×(別表六(二十一)「３」)×$\frac{20\text{又は}30}{100}$)　⑵4　」の欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　別表六(二十一)「１」の欄が０である場合には、「⑵3＋(⑵3×(別表六(二十一)「３」))」とあるのは、「⑵3＋⑵3」として記載すること。

⑵　所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第７号）附則第91条第１項（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定の適用を受ける場合には「20又は」を消し、その他の場合には「又は30」を消すこと。

別表六(十七)を削る。

別表六(十六)の表中「調整前法人税額(別表一(一)「２」、別表一(二)「２」、別表一(三)「２」又は別表一の三「２」若しくは「28」)」を「調整前法人税額(別表一「２」又は別表一の三「２」若しくは「25」)」に、「調整前法人税額超過構成額(別表六(二十八)「７の⑪」)」を「調整前法人税額超過構成額(別表六(六)「７の⑬」)」に改め、同表を別表六(十八)とし、同表の次に次の１表を加える。